

介護認定審査システム
システム導入・保守運用業務委託
仕様書

南相馬市

1 件名

南相馬市介護認定審査システム導入・保守運用業務委託

2 目的

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」において、地方自治体は対象の20業務を標準化・共通化システムへ移行することが求められている。こうした取組みの中、当市で介護認定審査システムの標準準拠システムへの移行を検討している。

3 導入スケジュール

介護認定審査システム(以下「システム」という。)導入までのスケジュールは、次のとおり予定している。なお、現行システムの運用保守期限が令和8年12月末までとなっていることから、令和9年1月から新システムの稼働を想定している。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) システム構築開始 | 令和8年5月 |
| (2) 要件定義・設計・開発 | 令和8年5月から9月まで |
| (3) テスト・研修 | 令和8年10月から12月まで |
| (4) システム本稼働 | 令和9年1月 |
| (5) システム運用保守 | 令和9年1月から3月まで |

4 システム基本要件

- (1) 管理対象項目
介護保険業務のうち介護認定審査業務に係る部分
- (2) 規模要件
 - ア 端末数:18台
 - イ プリンタ数:3台
 - ※ 本庁舎、鹿島区役所及び小高区役所での使用
- (3) その他
 - ア ガバメントクラウド上のアマゾン ウェブ サービス(AWS)に構築すること(※)
※ ガバメントクラウド及びAWS以外のCSPによる構築を提案する場合は、事前に当市へ確認すること
 - イ 構築するシステムは、全体バージョン管理「4.0」に該当するバージョンで構築すること
 - ウ システムは、デジタル庁の適合確認試験に合格していること(令和7年度中の合格を予定することでも可とする)
 - エ 当市の介護認定審査会は、福島県飯舘村と共同設置していることから当市以外の被保険者についてもシステム処理を行うものとする。このため、隣接する相馬郡飯舘村の介護保険情報が必要となることから情報の取込みを行うことを想定し構築すること

5 システム機能要件・連携要件・非機能要件等

- (1) アプリケーションサービスプロバイダー事業者が構築する介護業務システム等と、回線運用管理補助事業者が構築するオブジェクトストレージ経由で連携すること。
- (2) デジタル庁が定める非機能要件の標準に準じたシステムを構築すること。なお、令和10年度以降の運用保守期間は当市と事業者との間で別途SLAを交わすことを想定している。

6 システム導入業務

- (1) システム本稼働までの期間中、適宜進捗を報告するため月1回程度定例会を開催すること。
- (2) 議事録を作成し当市の承認を得ること。
- (3) 全ての業務に関する操作マニュアルを作成し、当市が必要な範囲で複製、改正を行う権利を認めること。
- (4) 導入に際して、管理者及び利用者に向けた研修を行うこと。

7 納品物

納品物は、次のとおりとする。

提出時期については、受託者と協議の上、決定するものとする。なお、提出は紙及び電磁的記録媒体(DVD-R、CD-R、USBメモリ等)とし2部ずつ提出すること。

プロジェクト計画書・工程表
要件定義書
基本設計書
詳細設計書
テスト計画書
テスト報告書
移行計画書
移行完了報告書
研修計画書
運用マニュアル
操作マニュアル